# 平成30年4月1日から役場福祉部門(健康福祉課、老人ホーム)の体制が変わります。

【変更点

健康福祉課が、

「健康ほご

け

ん課」

「福祉課」

の

※「浜美荘」 福祉課 高齢者支援係) 健康福祉課 高齢者支援係(平成30年4月1日~ への入所申込みや相談等については、 にお問合せください。

※電話番号は、これまでと同じ

なる予定です。

(平成30年4月1日から)

社会福祉法人 日生会

1553)

(平成30年3月31日まで)

山都町

# 老人ホ

【変更点 の名称はそのままです。 町から、民間(社会福祉法人)に替わります。「浜美荘」 山都町立養護老人ホ  $\Delta$ 「浜美荘」の運営者が

# ②本庁舎における係の配置が少し変わります。 ※支所の健康福祉係に変更はありません。 ※各係の名称及び業務の内容に変更はありません。 ご不明のときは、 2つの課に分かれます。 (福祉係と健康づくり係の配席が入れ替わります) 職員におたずねください。

## 国民健康保険制度が変わります

4月から国民健康保険の運営主体が、町から県へ変わります。そのことにより、以下の内容が 4月から変更となります。

ただし、保険証の発行や、各種届書の受付など住民に身近な事業はこれまでどおり町で行います。

- ○被保険者証や限度額適用認定証等の様式が変わります。
- ○保険証の有効期間が変わります。

平成30年度から保険証の有効期間が8月から翌年7月末までに変わります。

- ※ 平成30年度の有効期間:平成30年4月から平成31年7月末まで (新しい保険証は3月下旬に送付します)
- ※ ただし70歳以上の方は、平成30年4月から同年7月末とし、平成30年8月に再度切り 替えを行います。
- ○資格の取得・喪失は県単位になります。

県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保資格の取得・喪失は生じません。 ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合は、国保資格の取得・喪失が生じます。 (いずれの場合も転入・転出の届出は必要です)

○高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、被保険者の負担が軽減されます。

県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、世帯の継続性が認められれば高額療養費の多数 回該当は通算されます。

(多数回該当とは、過去12ヵ月間で、高額療養費の対象となった月が4回以上となった場合、 4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。)

問合わせ先 健康福祉課 ☎ 72-1229

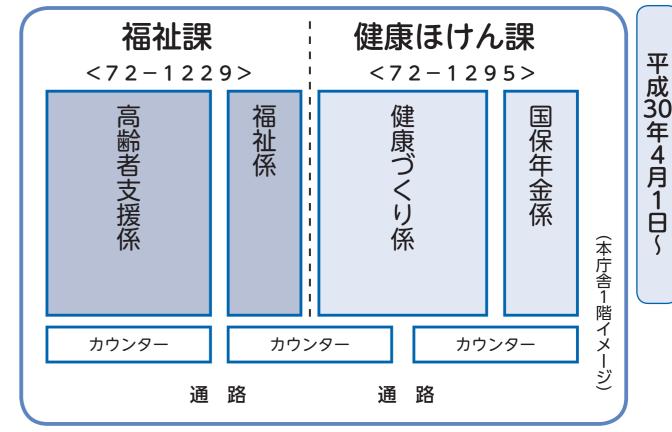
### 健康福祉課 < 72 - 1295 ><72-1229> 1 1 福祉係 高齢者支援係 国保年金係 (本庁舎1 カウンター カウンター カウンター X ジ 通 通 路 路





これ

まで



広報やまと 2018. 3月号 広報やまと 2018. 3月号